

むつ中間貯蔵施設

使用済核燃料搬入反対青森県集会

むつ中間貯蔵施設に搬入される使用済核燃料
50年後に搬出予定の再処理工場はどこ？

再処理されないと高レベル放射性廃棄物
一時貯蔵とは名ばかり
むつ中間貯蔵施設は核のゴミ捨て場となる

美しく・ゆたかで・安心できる下北半島と
青森県を・子どもたちに！

2024年

6月16日(日)午後1時～

青森駅前公園

主催
連絡先

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団内 電話 0178-47-2321

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

[URL] <http://kenminnokai.shop>



このままでは 核のゴミ捨て場になってしまう

リサイクル燃料貯蔵（RFS）は、3月27日にむつ中間貯蔵施設の事業開始を発表した。

「使用済核燃料の貯蔵期間は、建屋に搬入後50年」と明記。

しかし、最長50年間保管した後の搬出先は決まっておらず、中間貯蔵施設が一端を担う核燃料サイクルの要となる六ヶ所村の再処理工場は未だに稼働していない。

事業者は保管期間終了後は新設する「第2再処理工場」へ搬出すると述べていたが、今や「第2再処理工場」の構想も、国のエネルギー基本計画から消えた。運び込まれた使用済核燃料が、行き場を失う危険性は大きい。何をもって50年後に搬出できるというのだろうか。

使用済核燃料は、 再処理しなければ高レベル放射性廃棄物

■原子力規制委員会の更田委員長は会見で「恐れるのは（使用済燃料の）出ていく先が無い状態でキャスク（保存容器）の耐用年数が来てしまうこと」と述べた。（2020/9/2）

■中間貯蔵施設を認めると、六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物、再処理工場からの高・低レベル放射性廃棄物、東通原発の使用済核燃料、大間原発の使用済MOX燃料、原船「むつ」の放射性廃棄物などなど下北半島全域が「核のゴミの集積地」となる。

■中間貯蔵施設の事業がスタートすることは全国の恒久化原発の再稼働にもつながる。原発事故のリスクを一層大きくすることになる。



なぜ？ 青森県に...

■原発立地自治体が、使用済核燃料の長期保管・中間貯蔵を拒否してきたものを、青森県が受入れる理由はない。

■福島原発事故で発生した除去汚染土壌等は、搬入開始から30年後までに、県外で最終処分を完了することが国の責務として法律に定められている。

■しかし、この福島県外最終処分方法も決まっていない。国策の失敗を国民に押し付けることは、断固拒否すべきである。

■中間貯蔵施設の安全協定（案）も事故等があった時の責任の所在は曖昧。「新たな知見を踏まえた上で」とあるが新たな知見の記述はない。

「住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講じる」とあるが、それは？

むつ中間貯蔵施設・使用済核燃料搬入反対青森県集会

日時 2024年6月16日（日） 午後1時より

場所 青森市駅前公園

主催者 「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

◇集会内容 ・主催者の挨拶・現状報告・連帯やアピール等・集会宣言

◇デモ行進 それぞれ思い思いに、反対の意思表示をしませんか。参加をお願いします。